

令和元年 11 月 7 日

名古屋市内事業者 各位

名古屋市環境局長

### 自然災害による有害物質等の漏えい事故への対応について

日頃は、本市の環境行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、最近の台風や豪雨に伴う河川の氾らん、浸水被害により、油や有害物質等が流出する重大な事故が多く発生しています。

特に、令和元年8月には、佐賀県の鉄工所から大量の焼入れ油等が流出する事故が発生し、住宅や農地に多大な被害が出る事態となりました。また、同年10月には、福島県郡山市の複数のメッキ工場の生産ライン、薬品保管庫、地下ピット等からシアン化ナトリウムが流出する事故が発生し、近隣の住民が避難する事態となりました。

どちらの事故も周辺環境に多大な影響を与えたものであり、特にシアン化ナトリウムの流出については、人への健康被害が生ずるおそれのある重大な事故です。

事業者様におかれましては、近年多発している大規模な自然災害が発生した場合においても、油や有害物質等の漏えい事故が発生しないよう、未然防止の対策に万全を期してください。

なお、未然防止対策及び事故発生時の措置にあたっては、別紙の内容をご留意ください。

担当 地域環境対策部地域環境対策課  
(化学物質関係)有害化学物質対策係  
電話 052-972-2677  
(水質汚濁防止法関係) 水質地盤係  
電話 052-972-2675

## (別紙)

### 1. 化学物質の適正な管理関係

化学物質適正管理指針（平成 16 年 3 月 31 日名古屋市告示第 168 号）（以下「指針」という。）に基づき、自然災害による化学物質に係る事故についても、未然防止対策及び事故発生時の応急措置を適切に実施してください。

特定化学物質等管理書（以下「管理書」という。）の届出対象事業所におかれでは、管理書における事故への対応についてご確認いただき、必要に応じて記載を修正・追加してください。なお、管理書の記載内容を変更した場合は、特定化学物質等管理書変更届出書を、名古屋市環境局地域環境対策課へ届出してください。

#### （参考 URL）

##### ○ 化学物質の適正管理届出の手引き

<http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076779.html>

届出や指針等の解説をご覧いただけます。

### 2. 水質汚濁防止法関連

自然災害に関わらず、事業場において事故が発生し、有害物質や油等を含む水が公共用水域に流出した又は地下に浸透した場合には、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を所管の公害対策室へ報告してください。なお、事故による被害の状況によっては、水質汚濁防止法第 14 条の 2 の規定に基づく届出の義務が発生します。

日頃から薬品や油の取扱いや保管方法について十分ご注意ください。

#### （参考）

##### 公害対策室と担当区について

名東区公害対策室 (担当区：千種区、昭和区、守山区、名東区)	名東区上社二丁目 50 (名東区役所 1 階)	☎ 052-778-3108
西区公害対策室 (担当区：東区、北区、西区、中村区、中区)	西区花の木二丁目 18-1 (西区役所 2 階)	☎ 052-523-4613
南区公害対策室 (担当区：瑞穂区、南区、緑区、天白区)	南区前浜通 3-10 (南区役所 2 階)	☎ 052-823-9422
港区公害対策室 (担当区：熱田区、中川区、港区)	港区港栄二丁目 2-1 (港保健センター 3 階)	☎ 052-651-6493

(参考)

**水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）抜粋**

**（事故時の措置）**

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事（市長）に届け出なければならない。

（第 2 項及び第 3 項では、第 1 項と同様に、水質汚濁防止法に規定する指定物質及び油を公共用水域又は地下に浸透させた場合も応急措置を講じ、その概要等を都道府県知事（市長）に届け出る必要があると規定されています。）

4 都道府県知事（市長）は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

**（無過失責任）**

第十九条 工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。